



社援発0317第6号  
平成22年3月17日

各 

都道府県知事
指定都市市長
中核市市長

 殿

厚生労働省社会・援護局長  
( 公 印 省 略 )

厚生労働省所管一般会計補助金等に係る財産処分についての一部改正について

平成20年4月17日社援発第0417001号「厚生労働省所管一般会計補助金等に係る財産処分について」の別添2「社会・援護局所管一般会計補助金等に係る承認基準の特例」の一部を別紙「新旧対照表」のとおり改正することとしたので、通知する。

なお、今般改正の承認基準の特例に該当する財産処分のうち、既に承認申請を受理しているが、本日において承認を行っていないものについても、この承認基準の特例に基づき対応することとする。

また、今般改正の承認基準の特例に該当する財産処分であって、本日において既に承認を行っているが納付金の国庫納付を命じていないもののうち、財産処分の日が本日以降であるものについては、この承認基準の特例に基づき対応することとする。

